香美市地域活性化総合補助金

香美市地域活性化総合補助金が、より利用しやすいように、平成27年度から手続き等を一部改正しました。

◆補助金の立替払いの負担を軽減

事業完了後、補助金を請求する前に、実績報告書を提出して市の完了検査を受ける必要があります。

提出していただく実績報告書には、施工業者からの請求書と領収書を添付しなければなりませんが、実績報告書の提出時点で領収書の提出が困難な場合は、市からの補助金の支払い後30日以内に、領収書を提出していただくことが可能になりました。

これにより、事業申請者による補助金の立替払いの負担が軽減されます。

みんなで築くまちづくり

がんばれ～

フラフラ　フラくん
©やなせたかし

トイレ改修工事　補助額 13万8千円

Before（施工前）　After（施工後）

町田自治会（土佐山田町町田）では、集会所のトイレ改修工事に、香美市地域活性化総合補助金を活用しています。トイレの便器を和式から洋式便座に取り換え、利用しやすいようになりました。

◆全体費用184,528円　◆集会所整備事業（補助率75％以内）

生活道整備工事　補助額 11万8千円

五王堂自治会（物部町五王堂）では、生活道の整備工事に、香美市地域活性化総合補助金を活用しています。生活道の数カ所に安全柵（手すり）を設置しました。

◆全体費用118,584円　◆生活基盤整備（直営）事業（補助率100％以内）

〈自治会・市民団体等向け〉

自治会等が集落において、地域の振興、福祉の向上、コミュニティの形成と運営を図るため、産業経済、文化・交流、社会生活の向上等を目的として実施する、ソフト・ハード事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆地域活動事業

【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流の促進につながる事業、地域の活性化につながる事業

【補助率】補助対象経費の80％以内

◆集会所整備事業

【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入

【補助率】補助対象事業費の75％以内

※防災対策課の集会所耐震化事業と併用可能

◆生活基盤整備事業

①生活基盤整備（請負）

【対象】生活道・排水路のほか、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する工事

【補助率】補助対象事業費の75％以内

②生活基盤整備（直営）

【対象】生活道・排水路のほか、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100％以内

③給水施設、水源管理道の整備

【対象】給水施設・水源管理道の整備

【補助率】補助対象経費の80％以内

〈農業者向け〉

市内の農業をはじめとする集落の振興のために、営農分野のソフト・ハード（小規模の施設整備）事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付します。

補助申請の流れ

①相談
相談者

②担当課で補助事業採択協議
- 企画財政課（担当課が分からない場合）
- 産業振興課（農業用施設）
- 建設課（災害復旧）
- まちづくり推進課（地域活動・集会所・生活）
- 支所（地域活動・集会所・生活・農業用施設）

③相談者へ回答
相談者

④相談者から担当課へ交付申請書の提出
担当課

◆特産物育成事業

①新規種苗導入事業

【対象】ゆずをはじめとする本市の特産物等を育成するための苗木の新植

【補助率】補助対象経費の50％以内

②試験栽培・栽培管理

【対象】特産物の栽培に要する借地料、肥料、農薬代

【補助率】補助対象経費の70％以内

③有利特産物調査

【対象】先進地の現地視察や市場調査のための旅費、バス借上げ料

【補助率】補助対象経費の50％以内

④その他の特認事業

【対象】前記以外でも緊急性や事業効果が期待できると認めたもの

【補助率】補助対象経費の50％以内

◆農業用施設整備事業

【対象】耕作道整備、農業用排水路整備等に要する資材購入、機械借上げ料

【補助率】補助対象経費の3分の2以内

◆災害復旧（個人向け）

【対象】住家ががけくずれのため、危険にさらされ、放置できない状態にある場合

【補助率】補助対象経費の75％以内

申込方法

交付申請書を各担当まで提出してください。担当課が分からない場合は、企画財政課にお問い合わせください。申請書は担当課にあります。また、香美市公式ホームページからもダウンロードできます。

問い合わせ先

企画財政課企画調整班
☎53・3114

積極的な活用をお待ちしてます

ぎんなん　ぎんちゃん
©やなせたかし